

令和元年度 第2回
「富山地域医療推進対策協議会、富山地域医療構想調整会議
及び富山地域医療と介護の体制整備に係る協議の場」合同会議

次 第

日時:令和2年2月17日(月)

19時30分～21時

会場:富山県民会館401号室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 外来医療計画について
- (2) 届出による診療所への病床の設置に係る取扱いについて
- (3-1) 富山地域医療対策推進協議会各部会について
- (3-2) 医療法人社団藤聖会による北川内科クリニックの事業承継と病床再編について
- (4) 地域医療構想について (非公開)

4 閉 会

【配付資料】

- ・委員名簿 ・配席図
- ・富山県附属機関条例、富山県地域医療推進対策協議会規則
- ・富山県地域医療構想調整会議設置要綱

- | | |
|--------|--|
| 資料 1 | 【差替配付】富山県外来医療計画 (素案) |
| 資料 2-1 | 届出による診療所への病床の設置に係る取扱いについて (案) |
| 資料 2-2 | 医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る
取扱要領適合基準について |
| 資料 2-3 | 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る
取扱要領新旧対照表 (案) |
| 資料 2-4 | 医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る
取扱要領 (現行) |
| 資料 3-1 | 【差替配付】富山地域医療対策推進協議会各部会について |
| 資料 3-2 | 【新規配付】北川内科クリニックの事業継承と病床再編について |

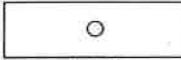
「富山地域医療推進対策協議会、医療構想調整会議及び富山地域医療と介護の体制整備に係る協議の場」委員名簿

※ は新規委員

	区分	役職	氏名	医療推進協議会	医療構想調整会議	介護体制協議の場	備考 (代理出席)
1	医師会	富山市医師会長	吉山 泉	○	○		
2		滑川市医師会長	伊井 祥	○	○		
3		中新川郡医師会長	植野 克巳	○	○		
4		富山県医師会常任理事	長谷川 徹	○	○		
5		富山県精神科病院協会 ・精神科医会監事	吉本 博昭	○			
6	歯科医師会	富山市歯科医師会副会長	島 信博	○	○		会長 中道 勇
7		富山県歯科医師会常務理事	山田 雅敏	○			
8	薬剤師会	富山市薬剤師会長・富山県薬剤師会副会長	増田 晶彦	○	○		
9	看護協会・看護関係者	富山赤十字病院 看護部長	森 太貴子	○	○		
10	公的病院	富山市民病院長	石田 陽一	○	○		
11		富山県立中央病院長	清水 康一	○	○		
12		かみいち総合病院長	酒井 康一郎	○	○		
13		富山赤十字病院長	平岩 善雄		○		
14		済生会富山病院長	堀江 幸男		○		
15		富山大学附属病院長	林 篤志		○		
16		厚生連滑川病院長	小栗 光		○		
17	民間病院	全日本病院協会富山県支部長	藤井 久丈	○	○		
18		流杉病院長	秋山 眞		○		
19	在宅、介護・福祉	老人保健施設 なごみ苑施設長	佐々木 正	○	○		
20		訪問看護ステーション連絡協議会副会長	柴田 恵子	○			
21		富山市介護支援専門員協会副会長	石橋 由利枝	○	○		
22		滑川市介護支援専門員協会長	古本 敏子	○			
23		舟橋村社会福祉協議会事務局長	村井 康子	○	○		
24	医療保険者	全国健康保険協会富山支部企画総務部長	中澤 昭博		○		
25		TISインテックグループ 健康保険組合前常務理事	早川 和夫		○		
26		富山市福祉保健部 保険年金課長	鈴木 富勝		○		
27	介護保険者	富山市介護保険課長	三邊 泰弘			○	課長代理 高島 俊幸
28		滑川市産業民生部福祉介護課長	石川 美香			○	係長 高村 修二
29		中新川広域行政事務組合 介護保険課長	森田 満			○	
30	医療を受ける立場	滑川市ヘルスポランティア協議会長	川岸 忠毅	○	○		欠席
31		富山市老人クラブ連合会副会長	金山 圭子	○	○		
32	市町村等行政関係者	富山市副市長	今本 雅祥	○	○		富山市保健所次長 瀧波 賢治
33		滑川市副市長	石川 忠志	○	○		
34		立山町副町長	酒井 武史	○	○		
35		上市町副町長	小竹 敏弘	○	○		
36		舟橋村生活環境課長	吉田 昭博		○		主任保健師 黒田 綾子
37		富山県東部消防組合消防課長	西村 博喜	○			欠席
			延委員数	25	29	3	35

令和元年度 第2回
 「富山地域医療推進対策協議会、富山地域医療構想調整会議
 及び富山地域医療と介護の体制整備に係る協議の場」合同会議

富山市医師会
 吉山 委員



(会長席)

富山市民病院 石田 委員	○
県立中央病院 清水 委員	○
かみいち総合病院 酒井 委員	○
富山赤十字病院 平岩 委員	○
済生会富山病院 堀江 委員	○
富山大学附属病院 林 委員	○
厚生連滑川病院 小栗 委員	○
富山市歯科医師会 島 委員 (代理:中道会長)	○
県歯科医師会 山田 委員	○
富山市薬剤師会 増田 委員	○
富山赤十字病院看護部 森 委員	○
老人保健施設なごみ苑 佐々木 委員	○
訪問看護ステーション連絡協議会 柴田 委員	○
富山市介護支援専門員協会 石橋 委員	○
滑川市介護支援専門員協会 古本 委員	○
舟橋村社会福祉協議会 村井 委員	○
富山市老人クラブ連合会 金山 委員	○

滑川市医師会 伊井 委員	○
中新川郡医師会 植野 委員	○
県医師会 長谷川 委員	○
県精神病院協会・精神科医会 吉本 委員	○
全日本病院協会富山県支部 藤井 委員	○
流杉病院 秋山 委員	○
全国健康保険協会富山支部 中澤 委員	○
TISインテックグループ健康保険組合 早川 委員	○
富山市保険年金課 鈴木 委員	○
富山市 今本 委員 (代理:瀧波保健所次長)	○
滑川市 石川 委員	○
立山町 酒井 委員	○
上市町 小竹 委員	○
舟橋村 吉田 委員 (代理:黒田主任保健師)	○
富山市介護保険課 三邊委員(代理:高島課長代理)	○
滑川市福祉介護課 石川委員(代理:高村係長)	○
中新川郡広域行政事務組合 森田 委員	○

○	○	○	○	○	○	○	○
片岡 主幹 (医務)	喜多 班長 (医務)	五十嵐 課長 (医務)	木内 次長	長瀬 所長 (中部)	駒見 班長 (高齢)	山崎 次長 (中部)	

○富山県附属機関条例

平成26年3月26日

富山県条例第2号

最終改正 平成30年9月28日条例第62号

富山県附属機関条例を公布する。

富山県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その属する執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第62号）

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数
富山県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、並びに審議する事務	5人以内
富山県公共事業評価委員会	県が実施する公共事業の評価について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
とやま21世紀水ビジョン推進会議	県の水資源対策に係る計画の策定及び当該計画の実施の推進並びに水源地域の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	20人以内
富山県産業廃棄物処理施設審査会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2第3項（同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	10人以内
新川地域医療推進対策協議会	魚津市、黒部市、入善町及び朝日町を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
富山地域医療推進対策協議会	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内

高岡地域医療推進対策協議会	高岡市、氷見市及び射水市を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
砺波地域医療推進対策協議会	砺波市、小矢部市及び南砺市を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
富山県健康づくり県民会議	県の健康増進計画の策定、当該計画の実施の推進その他健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人以内
富山県自殺対策推進協議会	県の自殺対策に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他自殺対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	21人以内
富山県周産期保健医療協議会	県の周産期保健医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他周産期保健医療に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	14人以内
富山県肝炎等認定協議会	富山県肝炎治療特別促進事業及び富山県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる者の認定について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
富山県科学技術会議	県の科学技術の振興に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	25人以内
富山県入札監視委員会	県が発注する建設工事に係る入札及び契約の手続の運用に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	5人以内
富山県入札契約適正化検討委員会	県が発注する建設工事等に係る入札及び契約に関する制度の適正化に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
富山県特定調達苦情検討委員会	県が行う調達であって、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書4の政府調達に関する協定、政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となるものに関係する供給者からの苦情について調査審議する事務	3人

2 教育委員会の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数
富山県転任等審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の規定による認定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2第2項の規定による判断に関し、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及び教育委員会に対して答申する事務	10人以内
富山県いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策について調査審議する事務及び同法第28条第1項の規定による調査に関する事務	15人以内

○富山県地域医療推進対策協議会規則

平成26年3月26日

富山県規則第14号

富山県地域医療推進対策協議会規則を次のように定め、公布する。

富山県地域医療推進対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、別表の左欄に掲げるそれぞれの地域医療推進対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 保健医療福祉関係者
- (2) 保健医療福祉を受ける立場にある者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 協議会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、それぞれ別表の右欄に掲げる厚生センターにおいて処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第1条、第8条関係）

協議会	厚生センター
新川地域医療推進対策協議会	富山県新川厚生センター
富山地域医療推進対策協議会	富山県中部厚生センター
高岡地域医療推進対策協議会	富山県高岡厚生センター
砺波地域医療推進対策協議会	富山県砺波厚生センター

富山県地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 医療法第30条の14に基づき、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議するため、2次医療圏毎に地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(名称)

第2条 各調整会議の名称は、次のとおりとする。

名 称	対象地域
新川地域医療構想調整会議	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
富山地域医療構想調整会議	富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡地域医療構想調整会議	高岡市、氷見市、射水市
砺波地域医療構想調整会議	砺波市、小矢部市、南砺市

(協議事項)

第3条 調整会議は、当該医療圏における次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 将来の病床の必要量を達成するための方策に関すること。
- (2) 地域における病床の機能の分化と連携に関すること。
- (3) その他地域医療構想達成の推進に関すること。

(組織)

第4条 調整会議は、区域ごとに委員30人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第6条 調整会議に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 調整会議は、当該医療圏を管轄する厚生センターの所長が招集する。

2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該医療圏を管轄する厚生センターの所長が調整会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 公開することにより、調整会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 当該医療圏を管轄する厚生センターの所長が必要と認めた場合は、調整会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第8条 調整会議に特定の事項について意見を聴くため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 調整会議の庶務は、当該医療圏を管轄する厚生センターで処理する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

富山県外来医療計画

(素案)

令和2年2月

富山県

富山県外来医療計画 目次

- 1 計画の基本的考え方
- 2 協議の場の設置
- 3 外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定
- 4 外来医療の状況
- 5 外来医療機能の状況
- 6 医療機器の効率的な活用に係る計画
- 7 外来医療計画の推進

富山県医師会

富山県

1 計画の基本的考え方

(1) 計画策定の趣旨

我が国の外来医療については、地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っていることや、診療所における診療科の専門分化が進んでいること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組みが個々の医療機関の自主的な取組みに委ねられていること等の状況にあります。

こうした中、平成30年7月に医療法及び医師法の一部が改正され、医療計画に定める事項に、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（外来医療計画）が追加されました。

本県においても（「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」等を踏まえ、）外来医療計画を策定し、新規開業を希望する医療関係者等が自主的な経営判断に当たって有益な情報として参照できるよう可視化して提供することで、個々の医師の行動変容を促し、地域のニーズに応じた適切な外来医療提供体制の構築に努めます。

また、地域における救急医療提供体制の構築、グループ診療の推進、医療設備・機器等の共同利用等の充実が必要な外来機能や、充足している外来機能に関する医療機関間での機能分化・連携の方針等についても、協議を行い、地域ごとに方針決定を行います。

(2) 位置付け

医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づき、現行の富山県医療計画（平成30年度～令和5年度の一部として位置付けます。

(3) 計画期間

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間

2 協議の場の設置

(1) 協議の場

二次医療圏ごとに「協議の場」を設け、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとされています。

本県では、各医療圏に設置している地域医療構想調整会議を活用することとします。

(2) 協議の場における協議事項

協議の場における協議事項は、次のとおりとします。なお、協議結果は公表することとします。

- ① 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療提供体制の状況に関する事項
- ② 外来医療に係る病院及び診療所の機能分化及び連携の推進に関する事項
- ③ 外来医療に係る複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項
- ④ 外来医療に係る医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項
- ⑤ その他外来医療提供体制を確保するために必要な事項

3 外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定

(1) 区域の設定

本県では、医療計画において二次医療圏を基本として、各種医療提供体制の整備を進めており、また、二次医療圏域は、高齢者福祉圏域及び障害保健福祉圏域と一致しており、保健、医療、福祉の連携が図りやすいことなどから、外来医療計画における区域単位は二次医療圏とします。

(2) 外来医師偏在指標

国のガイドラインでは、医療需要（ニーズ）及び人口構成とその変化、患者の流出入等、へき地等の地理的条件、医師の性別・年齢分布、医師偏在の種別（区域、入院／外来）の5つの要素を勘案した人口10万人対診療所医師数を「外来医師偏在指標」とされています。

外来医師偏在指標＝

標準化診療所医師数※1

$$\left(\frac{\text{地域の人口}}{10 \text{ 万}} \times \text{地域の標準化受療率比} \times 2 \right) \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合} \times 4$$

※1 地域の標準化医師数＝

$$\sum \text{性年齢階級別診療所医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{診療所医師の平均労働時間}}$$

$$\text{※2 地域の標準化外来受療率比} = \frac{\text{地域の外来期待受療率} \times 3}{\text{全国の外来期待受療率}}$$

※3 地域の外来期待受療率＝

$$\frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

$$\text{※4 地域の診療所の外来患者対応割合} = \frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所+病院の外来延べ患者数}}$$

(3) 外来医師多数区域の設定

国のガイドラインでは、外来医師偏在指標が全二次医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を外来医師多数区域と設定するとされています。

(4) 本県の状況

■外来医師偏在指標

	新川	富山	高岡	砺波	全国
外来医師偏在指標	86.7	101.2	98.3	93.2	106.3
全国335医療圏における順位	238	146	158	200	

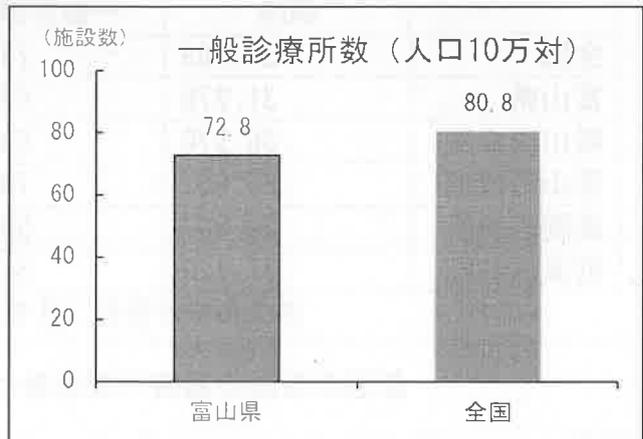
厚生労働省「外来医師偏在指標に係るデータ集」（令和元年度）

4 外来医療の状況

(1) 医療施設の状況

① 一般診療所の状況

2018(平成30)年10月現在、一般診療所は764施設であり、人口10万人あたりで見ると、72.8施設(全国:80.8施設)と全国平均を下回っています。また、一般診療所数の50.4%が富山医療圏にあります。



厚生労働省「医療施設調査」(平成30年)

(単位:施設)

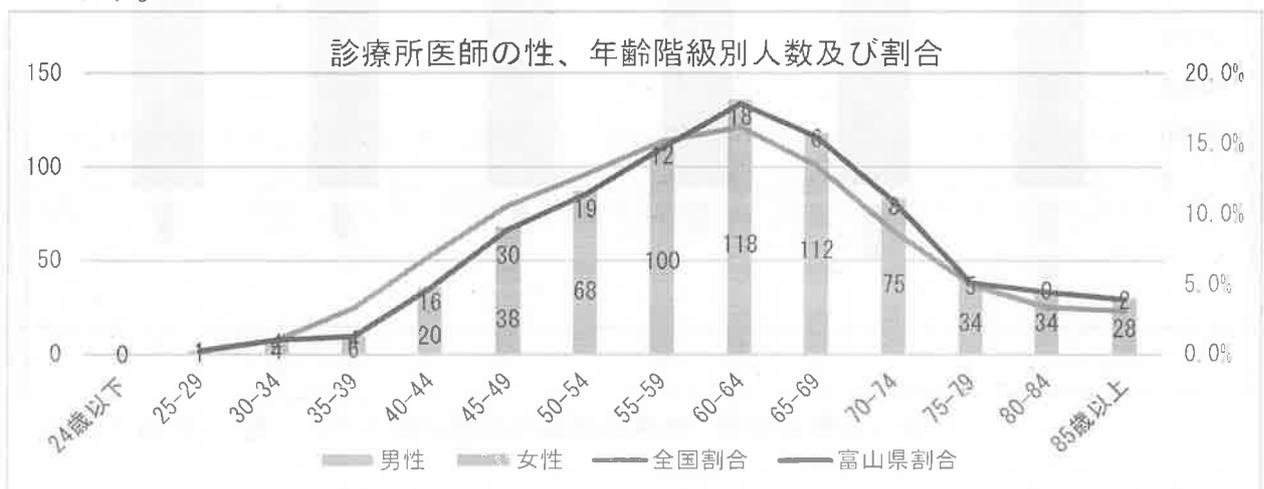
	総数	(割合)	無床	(割合)	有床	(割合)
富山県	764	-	724	-	40	-
新川	73	9.6%	70	9.7%	3	7.5%
富山	385	50.4%	367	50.7%	18	45.0%
高岡	221	28.9%	204	28.2%	17	42.5%
砺波	85	11.1%	83	11.5%	2	5.0%

厚生労働省「医療施設調査」(平成30年)

② 診療所の医師の状況

診療所医師の性、年齢階級別人数をみると、男性では60から64歳、女性では45から49歳がもっとも多くなっています。

また、年齢階級別の割合は、ピークが60から64歳と全国平均と同じであるものの、59歳以下の割合は全国平均より低く、65歳以上の割合は全国平均より高く、平均年齢も62.1歳(全国:60.0歳)であり、一般診療所の医師の高齢化が進んでいます。



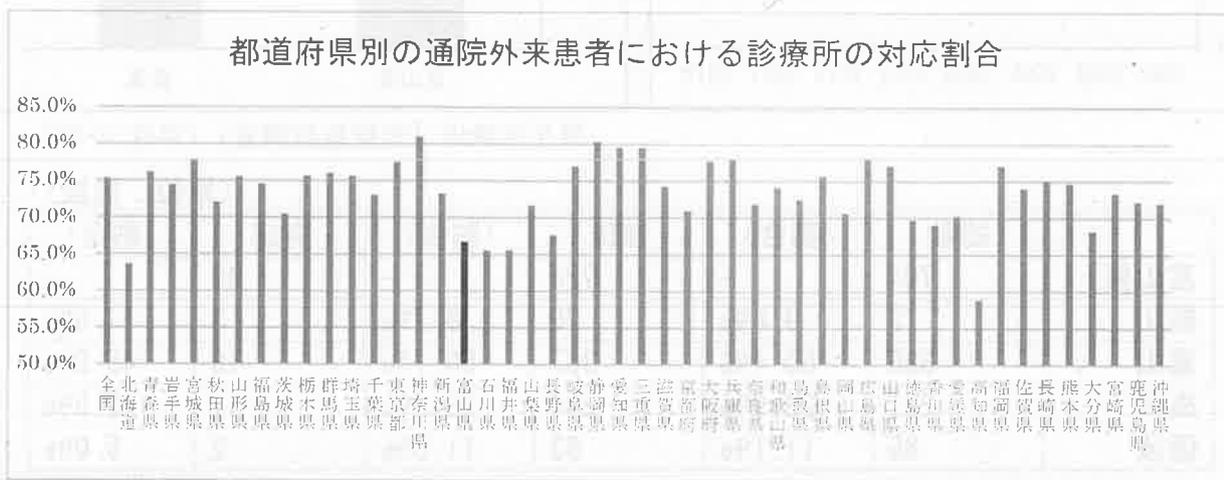
厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成30年)より算出

(2) 外来診療（初・再診）に関する情報

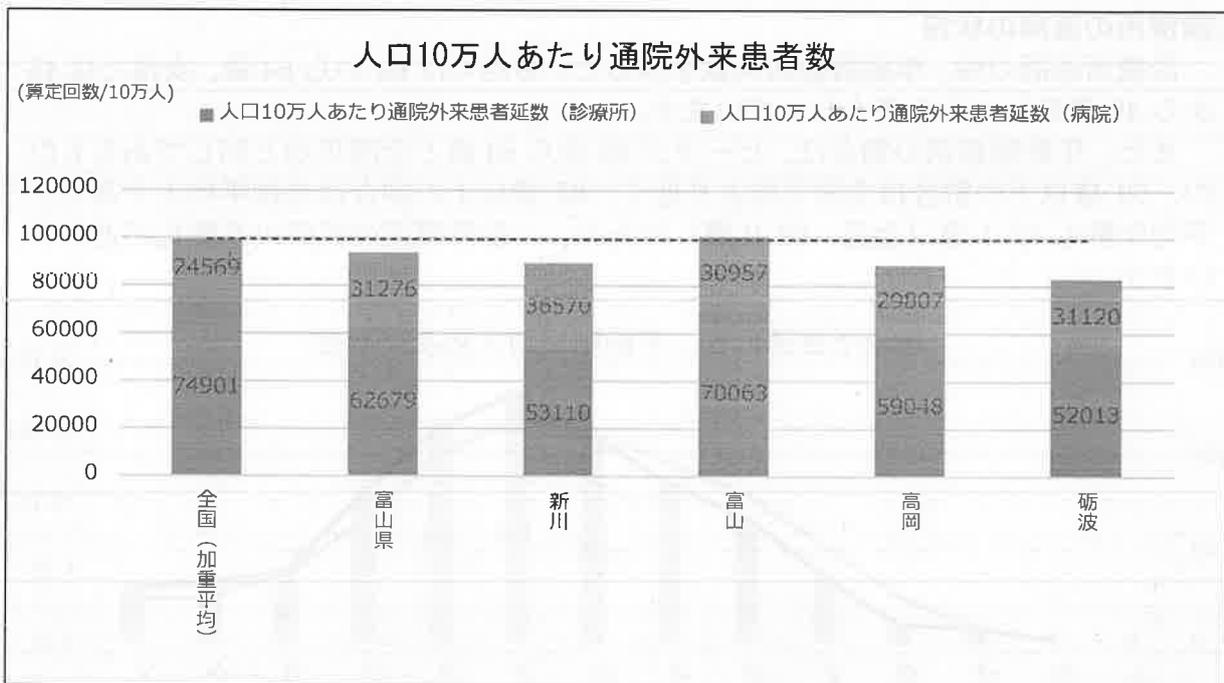
人口10万人あたりの通院外来患者数は、病院では全ての二次医療圏で全国平均を上回っているものの、診療所の対応割合は66.7%と、全国平均の75.3%と比べて低くなっています。

	通院外来患者数 (人：人口10万対/月)		診療所 対応割合	診療所数 (施設：人口10万対)
	病院	一般診療所		
全国	24,569	74,901	75.3%	77
富山県	31,276	62,679	66.7%	70
新川医療圏	36,570	53,110	59.2%	60
富山医療圏	30,957	70,063	69.4%	74
高岡医療圏	29,807	59,048	66.5%	68
砺波医療圏	31,120	52,013	62.6%	65

厚生労働省提供「外来医師偏在指標に係るデータ集」（令和元年度）



厚生労働省提供「外来医師偏在指標に係るデータ集」（令和元年度）



厚生労働省提供「外来医師偏在指標に係るデータ集」（令和元年度）

5 外来医療機能の状況

(1) 初期救急医療の提供体制

本県の初期救急医療は、在宅当番医制と休日・夜間急患センターによって対応しています。

休日夜間急患センターの設置状況

高岡市急患医療センター

◇診療科目：内科、小児科、外科、整形外科

◇時間：平日 19:00～23:00

土曜 19:00～23:00

休日 9:00～23:00

◇1日平均患者数：70.3人 (H30)

下新川一次急患センター

◇診療科目：内科

◇時間：平日 19:00～21:30

土曜 19:00～21:30

休日 19:00～21:30

◇1日平均患者数：(確認中)

新川医療圏小児急患センター

◇診療科目：小児科

◇時間：平日 19:00～22:00

土曜 19:00～22:00

休日 9:00～12:00

14:00～17:00

19:00～22:00

◇1日平均患者数：5.5人 (H30)

魚津市急患センター

◇診療科目：内科

◇時間：平日 19:00～22:00

土曜 19:00～22:00

休日 19:00～22:00

◇1日平均患者数：2.1人 (H30)

砺波医療圏急患センター

◇診療科目：内科、小児科、

◇時間：平日 20:00～23:00

土曜 20:00～23:00

休日 10:00～17:00

20:00～23:00

◇1日平均患者数：17.2人 (H30)

富山市・医師会急患センター

◇診療科目：内科、小児科、外科、
眼科、耳鼻科、皮膚科

◇時間 (内科、小児科、外科)

平日 19:00～翌 2:00

土曜 19:00～翌 2:00

休日 09:00～17:30、18:30～02:00

◇1日平均患者数：119.9人 (H30)

出典：とやま医療情報ガイド

富山県の初期救急医療体制（令和2年3月）

医療圏	在宅当番医制	休日夜間急患センター		
	休日昼間	休日昼間	休日夜間	平日夜間
新川	下新川郡医師会	下新川一次急患センター		
	○		○ 19:00～21:30	○ 19:00～21:30
		新川医療圏小児急患センター		
	○	○ 9:00～12:00 14:00～17:00	○ 19:00～22:00	○ 19:00～22:00
	魚津市医師会			
富山	○	魚津市急患センター		
			○ 19:00～22:00	○ 19:00～22:00
	滑川市医師会	富山市・医師会急患センター		
	○			
	中新川郡医師会 急患センターの当番医を担当	○ 9:00 ～ 17:30	○ 18:30 ～ 翌2:00	○ 19:00 ～ 翌2:00
高岡	○	富山市医師会		
	射水市医師会	高岡市急患医療センター		
	○			
	高岡市医師会	○ 9:00 ～ 19:00	○ 19:00 ～ 23:00	○ 19:00 ～ 23:00
	氷見市医師会			
砺波	○	高岡市医師会		
	小矢部市医師会	砺波医療圏急患センター		
	○			
	砺波医師会 急患センターの当番医を担当	○ 10:00 ～ 17:00	○ 20:00 ～ 23:00	○ 20:00 ～ 23:00
	南砺市医師会			

※高岡医療圏、砺波医療圏の両医療圏では、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、産婦人科の在宅当番医体制を合同で対応

人口 10 万人あたりの時間外等外来患者数は、全国平均と比べて、富山医療圏、高岡医療圏では診療所の対応割合は高いものの、新川医療圏、砺波医療圏では、人口 10 万人あたりの時間外等外来施設数（診療所）は、富山医療圏、高岡医療圏と同程度であるにもかかわらず、診療所の対応割合は低くなっています。

初期救急医療体制については、引き続き富山県医療計画に掲げる取組みを推進し、第二次・第三次救急医療機関の負担軽減を図ります。

	時間外等外来患者数 (人：人口 10 万対)		診療所 対応割合	時間外等外来 診療所数 (施設：人口 10 万対)
	病院	一般診療所		
全国	649	772	54.3%	27
富山県	533	937	63.7%	23
新川医療圏	1,168	285	19.6%	23
富山医療圏	321	1,063	76.8%	20
高岡医療圏	536	1,099	67.6%	28
砺波医療圏	744	667	47.3%	21

厚生労働省提供「外来医師偏在指標に係るデータ集」（令和元年度）

※医療施設数は、平成 29 年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数（月平均施設数）

(2) 在宅医療の提供体制

本県では、「在宅主治医のグループ化」によって在宅医療の24時間体制が取られています。

■在宅医療に取り組む開業医グループの活動状況

(令和元年9月30日)

地区	活動組織名	代表者氏名	連携診療開始時期	連携の内容
下新川郡 魚津市	新川地域在宅医療療養連携協議会	藤岡 照裕	H18.7	・主治医・副主治医制 ・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 ・療材料の共同購入 など
魚津市	メディカルネット蜃気楼	柘崎 繁喜	H21.3	・主治医・副主治医制 ・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 など
富山市	在宅医療協議会とやま	河上 浩康	H19.10	・主治医・副主治医制 ・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 など
	富南在宅ネットワーク	高橋 英雄	H21.5	・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 など
	富山市医師会在宅医ネットワーク	前川 裕	H23.12	・主治医不在時の看取り依頼 など
滑川市	滑川在宅医療推進協議会	荒川 志朗	H25.4	・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 など
中新川郡	たてやまつぎ在宅ネットワーク	安本 耕太郎	H25.3	・主治医・副主治医制 ・休日当番制による看取り ・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 など
高岡市	高岡市医師会在宅医療連携会	酒井 成	H23.7	・症例集積、事例検討 ・主治医不在時の代理看取り など
	高岡市医師会在宅医療連携会 「かたかごグループ」	林 智彦	H23.7	・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 など
射水市	在宅医療いみずネットワーク (射水市医師会在宅医療部会)	矢野 博明	H21.12	・主治医・副主治医制 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 など
氷見市	氷見在宅医療連携会	高嶋 達	H21.4	・当番制による看取り ・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 など
砺波市	となみ在宅緩和ケア研究会 (となみ在宅あんしんネットワーク)	大澤 謙三	H21.12	・多職種による勉強会 ・医師連携による看取り対応 など
南砺市	南砺市医師会地域医療連携部	金子 利朗	H21.5	・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 ・診療材料の共同購入 など
小矢部市	メルヘン在宅あんしんネットワーク	井上 徹	H23.4	・主治医・副主治医制 ・ICTによる患者情報共有 ・症例集積、事例検討 ・多職種による勉強会 ・医療機器の貸し出し など

人口 10 万人あたりの訪問診療患者数は、全国平均と比べて、高岡医療圏では病院の対応割合は高いものの、それ以外の病院・診療所では低くなっています。

また、人口 10 万人あたりの訪問診療診療所数は、全国平均と比べて、新川医療圏では同程度、他の医療圏では高くなっています。

	訪問診療患者数 (人：人口 10 万対)		診療所 対応割合	訪問診療 診療所数 (施設：人口 10 万対)
	病院	一般診療所		
全国	131	990	88.3%	17
富山県	119	712	85.7%	20
新川医療圏	91	847	90.3%	17
富山医療圏	93	692	88.1%	19
高岡医療圏	201	657	76.6%	23
砺波医療圏	44	795	94.8%	22

厚生労働省提供「外来医師偏在指標に係るデータ集」(令和元年度)

※医療施設数は、平成 29 年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数(月平均施設数)

人口 10 万人あたりの往診患者数は、病院では全ての二次医療圏で全国平均を上回っているものの、診療所では低くなっています。

また、人口 10 万人あたりの往診診療所数は、全国平均と比べて、高岡医療圏、砺波医療圏では高くなっているものの、新川医療圏、富山医療圏では低くなっています。

在宅医療の提供体制については、引き続き富山県医療計画に掲げる取組みを推進し、切れ目のない継続的な医療体制の確保に努めます。

	往診患者数 (人：人口 10 万対)		診療所 対応割合	往診 診療所数 (施設：人口 10 万対)
	病院	一般診療所		
全国	11	156	93.6%	17
富山県	14	98	87.2%	16
新川医療圏	14	125	90.2%	13
富山医療圏	13	81	86.3%	15
高岡医療圏	18	104	85.5%	20
砺波医療圏	12	119	90.6%	18

厚生労働省提供「外来医師偏在指標に係るデータ集」(令和元年度)

※医療施設数は、平成 29 年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数(月平均施設数)

(3) 公衆衛生に係る医療提供体制

① 産業医

本県の郡市医師会別産業医の状況は、次のとおりです。

二次医療圏	郡市医師会	人数
新川医療圏	下新川郡医師会	12
	魚津市医師会	10
富山医療圏	滑川市医師会	6
	中新川郡医師会	7
	富山市医師会	116
高岡医療圏	射水市医師会	20
	高岡市医師会	42
	氷見市医師会	3
砺波医療圏	砺波医師会	13
	南砺市医師会	12
	小矢部市医師会	9

富山県医師会 HP 用認定産業医名簿 2019.4.18 現在

※日医認定産業医資格（有効期限内）を持ち、ホームページ掲載に同意された県医師会
会員数

② 学校医

<調査中>

郡市	医師会	認定産業医数		備考
		認定済	申請中	
下新川郡	下新川郡医師会	12	0	
魚津市	魚津市医師会	10	0	
滑川市	滑川市医師会	6	0	
中新川郡	中新川郡医師会	7	0	
富山市	富山市医師会	116	0	
射水市	射水市医師会	20	0	
高岡市	高岡市医師会	42	0	
氷見市	氷見市医師会	3	0	
砺波市	砺波医師会	13	0	
南砺市	南砺市医師会	12	0	
小矢部市	小矢部市医師会	9	0	

③予防接種

本県の予防接種の実施状況は、以下のとおりです。

■主な予防接種の実施状況

(単位：施設)

	新川		富山		高岡		砺波	
	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所
施設数	14	80	51	387	26	226	16	85
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の四種混合	5	24	13	60	8	56	6	26
ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合	3	33	13	98	4	72	5	29
ジフテリア及び破傷風の二種混合	6	35	20	132	12	87	8	45
急性灰白髄炎	4	27	14	86	7	52	5	26
破傷風	6	22	19	79	12	68	7	30
麻しん及び風しんの二種混合	8	44	28	166	14	104	8	45
麻しん	6	36	27	148	11	91	8	35
風しん	7	36	28	155	12	93	9	37
日本脳炎	6	39	22	135	13	89	8	44
結核	4	25	18	65	10	64	6	27
Hib 感染症	4	15	9	39	5	39	5	22
小児の肺炎球菌感染症	5	27	17	71	10	66	7	33
ヒトパピローマウイルス感染症	2	2	5	30	4	31	3	9
水痘	6	36	26	136	14	95	10	42
インフルエンザ	14	62	50	303	25	187	16	74
成人の肺炎球菌感染症	12	38	41	198	18	128	15	56
B型肝炎	7	31	22	123	14	86	10	34

とやま医療情報ガイドより集計

6 医療機器の効率的な活用に係る計画

(1) 計画策定の趣旨

今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器についても効率的に活用する必要があります。

このため、地域における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項の1つとして、医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項が医療法第30条の18の2第1項第4号に規定され、当該事項について協議を行い、その結果を公表することとされました。

また、国のガイドラインでは、以下の内容について、医療機器の効率的な活用に係る計画として、外来医療計画に盛り込むものとされています。

- ①医療機器の配置状況に関する情報（医療機器の配置状況に関する指標）
- ②医療機器の保有状況等に関する情報
- ③区域ごとの共同利用の方針
- ④共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

なお、本計画で対象となる医療機器は、CT、MRI、PET（PET及びPET-CT）、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィとなります。

(2) 協議の場と区域の設定

①協議の場

医療機器の効果的な活用に係る協議の場としては、外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場を活用します。

②区域の設定

医療機器の効率的な活用に係る計画における区域単位は二次医療圏とします。

(3) 医療機器の配置状況に関する情報の可視化

国のガイドラインでは、地域の医療機器のニーズを踏まえて地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の項目ごとに可視化する指標を作成することとされています。

その際に、医療機器のニーズは、医療機器の項目ごと、性・年齢別ごとに大きな差があることから、医療機器の項目ごと及び地域ごとに性・年齢構成を調整した人口あたりの機器数を用いて指標を作成することとされています。

医療機器の効率的な活用における性・年齢階級別検査率を用いた各地域の医療機器の配置状況に関する指標の計算方法は次のとおりです。

$$\text{調整人口あたり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\frac{\text{地域の人口}}{10万} \times \text{地域の標準化検査率比} \times 1}$$

※1 地域の標準化検査率比

$$= \frac{\text{地域の性年齢調整人口当たり期待検査数（外来（※2））}}{\text{全国の人口当たり期待検査数（外来）}}$$

※2 地域の人口当たり期待検査数

$$= \frac{\sum \left\{ \frac{\text{全国の性年齢階級別検査数（外来）}}{\text{全国の性年齢階級別人口}} \times \text{地域の性年齢階級別人口} \right\}}{\text{地域の人口}}$$

①CT

CTの調整人口あたりの台数は、全ての二次医療圏で全国平均を上回っています。
一方で、CTの稼働率は、全ての二次医療圏で病院、診療所ともに全国平均を下回っています。

■調整人口あたりの台数と稼働状況

	台数（台）		調整人口あたりの台数（台）	稼働率（件/台）	
	病院	一般診療所		病院	診療所
全国	8,344	4,787	11.1	2,437	662
富山県	97	52	12.9	2,121	273
新川医療圏	13	6	13.7	1,884	142
富山医療圏	43	19	11.9	2,255	366
高岡医療圏	27	18	12.9	2,192	281
砺波医療圏	14	9	15.3	1,791	146

厚生労働省提供資料「医療機器の調整人口あたり台数に係るデータ集」（令和元年度）
※検査数は、平成29年度（平成29年4月から翌年3月まで）NDBデータの医科レセプト及びDPCレセプトから算定回数を抽出
※医療機器稼働率：機器1台あたり件数

②MRI

MRIの調整人口あたりの台数は、全ての二次医療圏で全国平均を上回っています。

一方で、MRIの稼働率は、高岡医療圏の病院を除く二次医療圏で病院、診療所ともに全国平均を下回っています。

■調整人口あたりの台数と稼働状況

	台数（台）		調整人口あたりの台数（台）	稼働率（件/台）	
	病院	一般診療所		病院	診療所
全国	4,787	457	5.5	1,890	1,945
富山県	48	27	6.6	1,643	1,401
新川医療圏	7	1	6.0	1,831	1,447
富山医療圏	25	19	8.5	1,473	1,422
高岡医療圏	11	5	4.7	1,918	1,503
砺波医療圏	5	2	4.9	1,625	927

厚生労働省提供資料「医療機器の調整人口あたり台数に係るデータ集」（令和元年度）
※検査数は、平成29年度（平成29年4月から翌年3月まで）NDBデータの医科レセプト及びDPCレセプトから算定回数を抽出
※医療機器稼働率：機器1台あたり件数

③PET

PETは、新川医療圏、富山医療圏の医療機関が保有しています。

PETの調整人口あたりの台数は、新川医療圏で全国平均を上回っています。

一方で、PETの稼働率は、富山医療圏は全国平均を上回っているものの新川医療圏は全国平均を下回っています。

■調整人口あたり台数と稼働状況

	台数（台）		調整人口あたり台数（台）	稼働率（件/台）	
	病院	一般診療所		病院	診療所
全国	457	2,699	0.46	794	1019
富山県	3	2	0.44	640	1432
新川医療圏	2	0	1.47	351	-
富山医療圏	1	2	0.58	1219	1432
高岡医療圏	0	0	0.00	-	-
砺波医療圏	0	0	0.00	-	-

厚生労働省提供資料「医療機器の調整人口あたり台数に係るデータ集」（令和元年度）
 ※検査数は、平成29年度（平成29年4月から翌年3月まで）NDBデータの医科レセプト及びDPCレセプトから算定回数を抽出
 ※医療機器稼働率：機器1台あたり件数

④マンモグラフィ

マンモグラフィの調整人口あたりの台数は、高岡医療圏を除き全国平均を上回っています。

マンモグラフィの稼働率は、富山医療圏の病院・診療所、高岡医療圏及び砺波医療圏の病院で全国平均を上回っているものの、それ以外の病院・診療所では全国平均を下回っています。

■調整人口あたり台数と稼働状況

	台数（台）		調整人口あたり台数（台）	稼働率（件/台）	
	病院	一般診療所		病院	診療所
全国	2,699	1,041	3.4	482	625
富山県	28	14	3.9	581	485
新川医療圏	4	2	4.9	257	302
富山医療圏	12	8	4.0	687	717
高岡医療圏	8	2	3.2	610	216
砺波医療圏	4	2	4.6	533	9

厚生労働省提供資料「医療機器の調整人口あたり台数に係るデータ集」（令和元年度）
 ※検査数は、平成29年度（平成29年4月から翌年3月まで）NDBデータの医科レセプト及びDPCレセプトから算定回数を抽出
 ※医療機器稼働率：機器1台あたり件数

⑤放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）

放射線治療の調整人口あたりの台数は、新川医療圏、富山医療圏において全国平均を上回っています。

放射線治療の稼働率は、富山医療圏においては全国平均と同率以上になっているものの、他の医療圏では全国平均を下回っています。

■調整人口あたり台数と稼働状況

	台数（台）		調整人口あたり台数（台）	稼働率（件/台）	
	病院	一般診療所		病院	診療所
全国	1,041	5,782	0.9	20	23
富山県	11	6	1.5	11	24
新川医療圏	2	0	1.4	*	-
富山医療圏	5	6	2.1	20	24
高岡医療圏	3	0	0.9	7	-
砺波医療圏	1	0	0.7	*	-

厚生労働省提供資料「医療機器の調整人口あたり台数に係るデータ集」

※検査数は、平成29年度（平成29年4月から翌年3月まで）NDBデータの医科レセプト及びDPCレセプトから算定回数を抽出

※厚生労働省において診療所の台数をNDBデータの算定回数で補正

※医療機器稼働率：機器1台あたり件数

※表記の「-」は台数が無い場合、「0」は台数があっても検査件数が無い場合。

「*」はデータ秘匿マーク。

(4) 共同利用の方針

医療機器の効率的な活用を推進するため、共同利用の方針は、全ての二次医療機関に共通して、次のとおりとします。

- ①対象となる医療機器（CT、MRI、PET（PET及びPET-CT）、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィ）については、共同利用に努めるものとします。
- ②共同利用とは、共同医療機器について、連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用された場合も含まれます。
- ③医療機関が対象となる医療機器を新規、更新で購入する際には、購入する医療機関が共同利用計画書を厚生センター・保健所に提出します。
- ④提出された共同利用計画書の内容を、地域医療構想調整会議において確認を行います。

(5) 県の取組み

県は、医療機器の効率的な活用を推進するため、医療機器の配置状況や共同利用状況を把握するとともに、地域医療構想調整会議で共同利用の状況の確認（実績の把握についても検討）を行うなど、各医療機関の自主的な取組みや医療機関相互の連携の促進に努めます。

また、放射線治療機器等については、医療機器の安全管理に係る体制の確保の一環として保守点検計画を策定することとされており、放射線診断機器については診療用放射線の安全管理に係る体制の確保の一環として被ばく線量の管理及び記録することとされています。医療機器の共同利用に際しては、共同利用を引き受ける医療機関が共同利用を依頼する医療機関における医療機器の安全管理等を担うことから、共同利用を引き受ける医療機関の医療機器の安全管理に係る体制の確保並びに診療用放射線の安全管理に係る体制の確保の遵守状況を確認することとします。

(6) 共同利用計画の記載事項

- ①購入（共同利用）する医療機器
- ②共同利用の相手方となる医療機関（共同利用を行わない場合はその理由）
- ③保守、整備等の実施に関する方針
- ④画像撮影等の検査機器については、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

(7) 共同利用計画のチェックのためのプロセス

①共同利用計画書の提出

医療機関は、対象医療機器の設置後 10 日以内に、管轄の厚生センター・保健所に提出します。

②厚生センター・保健所での共同利用計画書の確認

厚生センター・保健所は、共同利用計画書、医療機器によって策定が必要とされている保守点検計画や医療法に基づく医療機器の設置届等により、医療機器の安全管理に係る体制や診療用放射線の安全管理に係る体制等について確認します。

③地域医療構想調整会議での共同利用計画書の確認

地域医療構想調整会議において、各医療機関が提出した共同利用計画書の共同利用方針を確認します。共同利用を行わないとした場合は、共同利用を行わない理由についても確認します。

④医療審議会への報告

策定された共同利用計画は、共同利用を行わない場合も含め、富山県医療審議会に報告します。

なお、医療機器の共同利用は、地域医療構想調整会議で情報共有したものについては、特別償却の優遇措置を受けられる場合があります。（厚生労働省医政局長通知「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」を参照）

7 外来医療計画の推進

本計画は、外来医師偏在指標等の情報を可視化することで、外来医療機関間での機能分化・連携などについての議論を行い、外来医療に係る医療提供体制の確保を図るために策定するものです。

また、医療を受ける当事者である患者・住民が、地域の外来医療に係る医療提供体制を理解し、適切な受療行動をとるために、できる限り直近の可視化した情報を公表することが必要です。

このため、可視化した情報を定期的に把握することに努め、協議の場（地域医療構想調整会議）へ報告するとともに、県のホームページ等に掲載し、県民への情報提供を図ります。

医療機器の共同利用計画書（案）

富山県知事 殿

申請医療機関 住所
名称
代表者

対象機器	種別		
	製作者名		
	型式及び台数		
	設置年月日		
共同利用	方針	共同利用を行う・共同利用を行わない	
	規定		
	方法		
	共同利用を行わない理由		
共同利用 対象先 医療機関	名称	所在地	
保守・整備 等の実施	保守点検計画の 策定		
	保守点検予定時 期・間隔・方法		
画像情報 及び画像 診断情報 の提供に 関する方 針			

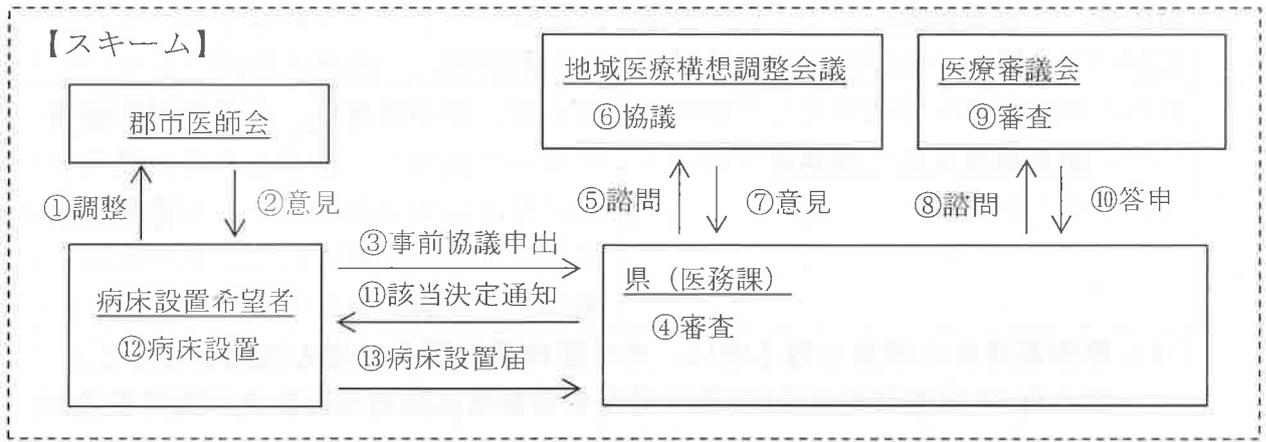
届出による診療所への病床の設置に係る取扱いについて（案）

1 制度概要

医療法第7条第3項により、診療所の病床は、医療法施行規則（第1条の14第7項）で定める場合には、知事への届出（※1）により設置できることとされている。

本県では、医療審議会の議を経たうえで、医療法施行規則で定める場合の具体的内容、手続き等を定めた「取扱要領」を制定しているが、平成30年4月1日付け医療法施行規則の一部改正に沿って取扱要領の基準見直しを行いたく、意見聴取するもの。

※通常の場合、診療所に病床を設けようとするときは、都道府県知事の許可が必要



2 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの構築を進める上で、地域によっては、「在宅医療の拠点」「緊急時対応」「病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡し」「終末期医療」などの機能を担う有床診療所が、地域包括ケアシステムの一翼を担っていることを考慮し、平成30年4月から、特例として病床設置が届出により可能な診療所の範囲が見直された。



3 改正のポイント

- (1) 医療計画への記載の条件が削除
- (2) 一般病床に加え、療養病床も対象
- (3) 対象となる医療分野に救急医療が追加

改正後	改正前
① <u>医療法第30条の7第2項第2号(※2)に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所(※3)として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき</u>	① <u>居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、または記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき</u>
② <u>へき地の医療、③小児医療、④周産期医療、⑤救急医療、⑥その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき</u>	② <u>へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、または記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき</u> 例えば、③ <u>小児医療、④周産期医療等</u> ⑤ <u>地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、または記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき</u>

- (4) 医療審議会の審査を経る前に、地域医療構想調整会議の協議を経ること（平成30年3月27日医政地発0327第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

※2 医療法第30条の7第2項第2号

- ・病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。
- ・居宅等において必要な医療を提供すること。
- ・患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

※3 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（平成29年3月31日付け医政発0331第58号厚生労働省医政局長通知）

- ・次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。
 - ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)
 - イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)
 - ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
 - エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)
 - オ 当該診療所内において看取りを行う機能
 - カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)
 - キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領
適合基準について

区分	適合基準
①医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	<p>次のいずれかの機能を有する診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施） 2 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上） 3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能 4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上） 5 当該診療所内において看取りを行う機能 6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上） 7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
②へき地の医療	富山県医療計画において、無医地区又は無医地区に準じる地区とされた地区に設置する診療所であること。
③小児医療	<p>次のすべての条件を満たす診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小児科又は小児外科を標榜すること。 2 小児の入院医療を行うこと。 3 公益社団法人日本小児科学会又は特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定する小児科専門医又は小児外科専門医が常勤していること。
④周産期医療	<p>次のすべての条件を満たす診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産科又は産婦人科を標榜すること。 2 分娩を取り扱うこと。 3 公益社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常勤していること。
⑤救急医療	<p>次のすべての条件を満たす診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救急科を標榜すること。 2 救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づく救急診療所として知事の認定を受け告示されていること、又は基準適用後に認定を受けることを確約すること。 3 一般社団法人日本救急医学会が認定する救急科専門医が常勤していること。
⑥地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所	地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると富山県医療審議会が認めた診療所であること。

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領 新旧対照表 (案)

現行	改正案	備考
<p>医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所(以下「病床設置届出診療所」という。)として医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づく新富山県医療計画(以下「医療計画」という。)に記載する手続等について必要な事項を定める。</p> <p>(病床設置届出診療所の基準)</p> <p>第2条 病床設置届出診療所として医療計画に記載する診療所は、次のいずれかに該当する診療所とする。</p> <p>(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所</p> <p>(2) へき地に設置される診療所</p> <p>(3) 小児医療を担う診療所</p> <p>(4) 周産期医療を担う診療所</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</p> <p>2 前項に定める診療所の適合基準は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所(以下「病床設置届出診療所」という。)における療養病床又は一般病床の設置に係る手続等について必要な事項を定める。</p> <p>(病床設置届出診療所の基準)</p> <p>第2条 病床設置届出診療所として認める診療所は、次のいずれかに該当する診療所とする。</p> <p>(1) <u>医療法(昭和23年法律第205号)第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)</u>の構築のために必要な診療所</p> <p>(2) へき地医療を担う診療所</p> <p>(3) 小児医療を担う診療所</p> <p>(4) 周産期医療を担う診療所</p> <p>(5) 救急医療を担う診療所</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</p>	

(事前協議)

第3条 前条第1項各号に定める診療所に一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者(以下「開設者等」という。)は、当該診療所が病床設置届出診療所に該当するか否かについて協議するため、事前協議申出書(様式第1号)を開設地を所管する厚生センター所長又は保健所長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書が提出されたときは、富山県医療審議会の意見を聴いて、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

(医療計画への記載)

第4条 知事は、前条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定した診療所の開設者から一般病床の設置又は増床の届出がされた後、速やかに、その名称、所在地等を医療計画に記載するものとする。

2 前項の医療計画への記載は、富山県厚生部医務課のホームページに掲載することにより行うものとする。

(診療所の運営変更)

第5条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所の開設者等は、一般病床の設置又は増床の届出を行う前に第3条第1項の規定により提出した申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(報告)

2 前項に定める診療所の適合基準は、別表第1のとおりとする。

(事前協議)

第3条 前条第1項各号に定める診療所に療養病床又は一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者(以下「開設者等」という。)は、当該診療所が病床設置届出診療所に該当するか否かについて協議するため、事前協議申出書(様式第1号)を開設地を所管する厚生センター所長又は保健所長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書が提出されたときは、地域医療構想調整会議の協議を経たうえで、富山県医療審議会の意見を聴いて、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

(医療計画への記載)

削除

(診療所の運営変更)

第4条 前条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所の開設者等は、療養病床又は一般病床の設置又は増床の届出を行う前に前条第1項の規定により提出した申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(報告)

第6条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定され、一般病床の設置又は増床の届出を行った診療所の開設者は、毎年4月に、別表第2に定める事項を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

(指導)

第7条 知事は、第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所が本制度の趣旨に基づき適切に運営されているかどうかを把握し、必要に応じて指導を行うものとする。この場合において、当該診療所が決定された基準に該当しないものと認められたときは、当該診療所の開設者に対し病床を廃止するよう指導するものとする。

(医療計画からの削除)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、富山県医療審議会の意見を聴かずに、病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所の名称等を削除できるものとする。

(1) 病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所の開設者から記載削除の申出があったとき。

(2) 病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所が廃止されたとき。

2 知事は、前項の規定により医療計画からの削除を行ったときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月20日から施行する。

第5条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定され、療養病床又は一般病床の設置又は増床の届出を行った診療所の開設者は、毎年4月に、別表第2に定める事項を知事に報告するものとする。

2 同左

(指導)

第6条 同左

(医療計画からの削除)

削除

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分	適合基準
第2条第1項第1号	在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っているか、又は基準適用後に届出を行うことを確約する診療所であること。
第2条第1項第2号	新潟県医療計画において、無医地区又は無医地区に準じる地区とされた地区に設置する診療所であること。

別表第1 (第2条関係)

区分	適合基準
第2条第1項第1号	次のいずれかの機能を有する診療所であること。 <u>1 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)</u> <u>2 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)</u> <u>3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</u> <u>4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)</u> <u>5 当該診療所内において看取りを行う機能</u> <u>6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)</u> <u>7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</u>
第2条第1項第2号	新潟県医療計画において、無医地区又は無医地区に準じる地区とされた地区に設置する診療所であること。

第2条第1項第3号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 小児科又は小児外科を標榜すること。 2 小児の入院医療を行うこと。 3 社団法人日本小児科学会又は日本小児外科学会が認定する小児科専門医又は小児外科専門医が常勤していること。
第2条第1項第4号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 産科又は産婦人科を標榜すること。 2 分娩を取り扱うこと。 3 社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常勤していること。
第2条第1項第5号	地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると富山県医療審議会が認めた診療所であること。

第2条第1項第3号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 同左 2 同左 3 <u>公益社団法人日本小児科学会又は特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定する小児科専門医又は小児外科専門医が常勤していること。</u>
第2条第1項第4号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 同左 2 同左 3 <u>公益社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常勤していること。</u>
第2条第1項第5号	<u>次のすべての条件を満たす診療所であること。</u> <u>1 救急科を標榜すること。</u> <u>2 救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づく救急診療所として知事の認定を受け告示されていること、又は基準適用後に認定を受けることを確約すること。</u> <u>3 一般社団法人日本救急医学会が認定する救急科専門医が常勤していること。</u>
第2条第1項第6号	同左

別表第2（第6条関係）

区分	報告事項	報告書様式
第2条第1項第1号	東海北陸厚生局長あてに提出した直近の在宅療養支援診療所に係る報告書の写し	様式第2号

別表第2（第5条関係）

区分	報告事項	報告書様式
第2条第1項第1号	<p><u>病床設置届出診療所として認められる機能に応じた、次に関する事項</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>前年度の訪問診療の実施件数</u> 2 <u>前年度の急変時の入院患者の受入件数</u> 3 <u>患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制</u> 4 <u>前年度の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数</u> 5 <u>前年度の当該診療所内における看取り件数</u> 6 <u>前年度の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）の実施件数（分娩において実施する場合を除く。）</u> 7 <u>前年度の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受</u> 	様式第2号

第2条第1項第2号	前年度の入院患者延数
第2条第1項第3号	前年度の小児科に係る入院患者延数
第2条第1項第4号	前年度の分娩取扱件数
第2条第1項第5号	富山県医療審議会において定める事項

備考 前年度とは、第6条第1項の規定により知事に報告を行う日が属する年の前年の4月1日から報告を行う日が属する年の3月31日までとする。

	渡件数
第2条第1項第2号	同左
第2条第1項第3号	同左
第2条第1項第4号	同左
第2条第1項第5号	<u>1 前年度の診療時間外の受診患者数（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者の数）</u> <u>2 前年度の救急自動車による搬送者数</u>
第2条第1項第6号	同左

備考 前年度とは、第5条第1項の規定により知事に報告を行う日が属する年の前年の4月1日から報告を行う日が属する年の3月31日までとする。

様式第1号（第3条関係）

事前協議申出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

開設(予定)者

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印〕

電話番号

次の診療所について一般病床を設置（増床）したいので、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領（以下「要領」という。）第3条第1項の規定により事前協議を申し出ます。

ふりがな						
1 診療所の(予定)名称						
2 開設(予定)の場所	所在地					
	電話番号					
3 要領第2条第1項に定める区分 (該当番号に○印)		(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所 (2) へき地に設置される診療所 (3) 小児医療を担う診療所 (4) 周産期医療を担う診療所 (5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所				
4 診療科目						
5 設置又は増床しようとする一般病床の病床数						
6 病室の構造概要	病室番号	病床数	床面積	1床当たりの面積	隣接する廊下の幅	中廊下片廊下
7 従業者定員(人)	医師	看護師	准看護師	看護補助者	その他	計

様式第1号（第3条関係）

事前協議申出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

開設(予定)者

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印〕

電話番号

次の診療所について（療養・一般）病床を設置（増床）したいので、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領（以下「要領」という。）第3条第1項の規定により事前協議を申し出ます。

ふりがな						
1 診療所の(予定)名称						
2 開設(予定)の場所	所在地					
	電話番号					
3 要領第2条第1項に定める区分 (該当番号に○印)		(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 (2) へき地医療を担う診療所 (3) 小児医療を担う診療所 (4) 周産期医療を担う診療所 (5) 救急医療を担う診療所 (6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所				
4 診療科目						
5 設置又は増床しようとする病床数						
6 病室の構造概要	病室番号	病床数	床面積	1床当たりの面積	隣接する廊下の幅	中廊下片廊下

8 診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間		
9 他に開設している病院又は診療所	名称	
	所在地	
10 開設（予定）年月日		
11 一般病床の設置又は増床予定年月日		
12 申出に係る診療所が、どのように地域にとって良質かつ適切な医療を提供していくのかを記載してください。		

7 従業者定員（人）	医師	看護師	准看護師	看護補助者	その他	計
8 診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間						
9 他に開設している病院又は診療所	名称					
	所在地					
10 開設（予定）年月日						
11 病床の設置又は増床予定年月日						
12 申出に係る診療所が、どのように地域にとって良質かつ適切な医療を提供していくのかを記載してください。						

添付書類

- ① 郡市医師会との調整内容等について記載した書類（医師会の意見書等）
- ② 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）
- ③ 開設者が法人であるときは、定款、寄付行為及び登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し）
- ④ 項目3において「(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所」を選択する場合には、東海北陸厚生局へ提出した在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書の写し又は当該届出を行う旨の誓約書（任意様式）
- ⑤ 項目3において「(3) 小児医療を担う診療所」又は「(4) 周産期医療を担う診療所」を選択する場合には、標榜診療科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑥ 敷地周囲の見取図
- ⑦ 建物の配置図及び平面図（各室の用途を示し、各病室の定員及び隣接する廊下幅を明示したもの）
- ⑧ その他参考となる資料（任意に提出してください。）

添付書類

- ① 郡市医師会との調整内容等について記載した書類（医師会の意見書等）
- ② 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）
- ③ 開設者が法人であるときは、定款、寄付行為及び登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し）
- ④ 項目3において「(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」を選択する場合には、適合基準に定める機能ごとに、適合基準を満たすことを証する資料
- ⑤ 項目3において「(3) 小児医療を担う診療所」又は「(4) 周産期医療を担う診療所」を選択する場合には、標榜診療科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑥ 項目3において「(5) 救急医療を担う診療所」を選択する場合には、救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定書又は当該届出認定を受ける旨の誓約書（任意様式）及び救急科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑦ 敷地周囲の見取図
- ⑧ 建物の配置図及び平面図（各室の用途を示し、各病室の定員及び隣接する廊下幅を明示したもの）
- ⑨ その他参考となる資料（任意に提出してください。）

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

診療所名称
開設者氏名 印

〔法人にあっては、法人の名称
並びに代表者の氏名及び印〕

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領第6条の規定に基づく報告について

このことについて、次のとおり報告します。

区分 (該当番号に○印)	報告事項
(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所	年 月 日に東海北陸厚生局長あて提出した「在宅療養支援診療所に係る報告書」の写しを添付
(2) へき地に設置される診療所	前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の入院患者延数 _____人
(3) 小児医療を担う診療所	前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の小児科又は小児外科に係る入院患者数 _____人
(4) 周産期医療を担う診療所	前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の分娩取扱件数 _____件
(5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所	

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

富山県知事 殿

診療所名称
開設者氏名 印

〔法人にあっては、法人の名称
並びに代表者の氏名及び印〕

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領第5条の規定に基づく報告について

このことについて、次のとおり報告します。

区分 (該当番号に○印)	報告事項
(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	<p>病床設置届出診療所として認められた機能に及び、次のいずれかの項目</p> <p>1 前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の訪問診療の実施件数 _____件</p> <p>2 前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の急変時の入院患者の受入件数 _____人</p> <p>3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制</p> <p>4 前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数 _____人</p> <p>5 前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の看取り件数 _____人</p> <p>6 前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)の実施件数(分科において実施する場合を除く。) _____人</p> <p>7 前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数 _____人</p>
(2) へき地医療を担う診療所	前年度(年4月1日から 年3月31日まで)の入院患者延数 _____人

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1055 229 1312 331">(3) 小児医療を担う診療所</td> <td data-bbox="1312 229 1852 331">前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の小児科又は小児外科に係る入院患者数 _____人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 331 1312 416">(4) 周産期医療を担う診療所</td> <td data-bbox="1312 331 1852 416">前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の分娩取扱件数 _____件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 416 1312 592">(5) 救急医療を担う診療所</td> <td data-bbox="1312 416 1852 592">前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の診療時間外の受診患者数（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者の数） _____件 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の救急自動車による搬送者数 _____件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 592 1312 719">(6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</td> <td data-bbox="1312 592 1852 719"></td> </tr> </table>	(3) 小児医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の小児科又は小児外科に係る入院患者数 _____人	(4) 周産期医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の分娩取扱件数 _____件	(5) 救急医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の診療時間外の受診患者数（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者の数） _____件 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の救急自動車による搬送者数 _____件	(6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所		
(3) 小児医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の小児科又は小児外科に係る入院患者数 _____人									
(4) 周産期医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の分娩取扱件数 _____件									
(5) 救急医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の診療時間外の受診患者数（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者の数） _____件 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の救急自動車による搬送者数 _____件									
(6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所										

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に 係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所（以下「病床設置届出診療所」という。）として医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づく新富山県医療計画（以下「医療計画」という。）に記載する手続等について必要な事項を定める。

(病床設置届出診療所の基準)

第2条 病床設置届出診療所として医療計画に記載する診療所は、次のいずれかに該当する診療所とする。

- (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- (2) へき地に設置される診療所
- (3) 小児医療を担う診療所
- (4) 周産期医療を担う診療所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

2 前項に定める診療所の適合基準は、別表第1のとおりとする。

(事前協議)

第3条 前条第1項各号に定める診療所に一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者（以下「開設者等」という。）は、当該診療所が病床設置届出診療所に該当するか否かについて協議するため、事前協議申出書（様式第1号）を開設地を所管する厚生センター所長又は保健所長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書が提出されたときは、富山県医療審議会の意見を聴いて、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

(医療計画への記載)

第4条 知事は、前条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定した診療所の開設者から一般病床の設置又は増床の届出がされた後、速やかに、その名称、所在地等を医療計画に記載するものとする。

2 前項の医療計画への記載は、富山県厚生部医務課のホームページに掲載することにより行うものとする。

(診療所の運営変更)

第5条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所の開設者等は、一般病床の設置又は増床の届出を行う前に第3条第1項の規定により提出した申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(報告)

第6条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定され、一般病床の設置又は増床の届出を行った診療所の開設者は、毎年4月に、別表第2に定める事項を知事に報告するものとする。

2. 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

(指導)

第7条 知事は、第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所が本制度の趣旨に基づき適切に運営されているかどうかを把握し、必要に応じて指導を行うものとする。この場合において、当該診療所が決定された基準に該当しないものと認められたときは、当該診療所の開設者に対し病床を廃止するよう指導するものとする。

(医療計画からの削除)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、富山県医療審議会の意見を聴かずに、病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所の名称等を削除できるものとする。

(1) 病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所の開設者から記載削除の申出があったとき。

(2) 病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所が廃止されたとき。

2. 知事は、前項の規定により医療計画からの削除を行ったときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月20日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分	適合基準
第2条第1項第1号	在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っているか、又は基準適用後に届出を行うことを確約する診療所であること。
第2条第1項第2号	新潟県医療計画において、無医地区又は無医地区に準じる地区とされた地区に設置する診療所であること。
第2条第1項第3号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 小児科又は小児外科を標榜すること。 2 小児の入院医療を行うこと。 3 社団法人日本小児科学会又は日本小児外科学会が認定する小児科専門医又は小児外科専門医が常勤していること。
第2条第1項第4号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 産科又は産婦人科を標榜すること。 2 分娩を取り扱うこと。 3 社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常勤していること。
第2条第1項第5号	地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると新潟県医療審議会が認めた診療所であること。

別表第2 (第6条関係)

区分	報告事項	報告書様式
第2条第1項第1号	東海北陸厚生局長あてに提出した直近の在宅療養支援診療所に係る報告書の写し	様式第2号
第2条第1項第2号	前年度の入院患者延数	
第2条第1項第3号	前年度の小児科に係る入院患者延数	
第2条第1項第4号	前年度の分娩取扱件数	
第2条第1項第5号	新潟県医療審議会において定める事項	

備考 前年度とは、第6条第1項の規定により知事に報告を行う日が属する年の前年の4月1日から報告を行う日が属する年の3月31日までとする。

様式第1号（第3条関係）

事前協議申出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

開設(予定)者

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印〕

電話番号

次の診療所について一般病床を設置（増床）したいので、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領（以下「要領」という。）第3条第1項の規定により事前協議を申し出ます。

ふりがな						
1 診療所の(予定)名称						
2 開設(予定)の場所	所在地					
	電話番号					
3 要領第2条第1項に定める区分 (該当番号に○印)		(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所 (2) へき地に設置される診療所 (3) 小児医療を担う診療所 (4) 周産期医療を担う診療所 (5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所				
4 診療科目						
5 設置又は増床しようとする一般病床の病床数						
6 病室の構造概要	病室番号	病床数	床面積	1床当たりの面積	隣接する廊下の幅	中廊下片廊下
7 従業者定員(人)	医師	看護師	准看護師	看護補助者	その他	計

8 診療に従事する医師の 氏名、担当診療科名、診療 日及び診療時間					
9 他に開設して いる病院又は診 療所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="399 309 531 385">名称</td> <td data-bbox="531 309 1455 385"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 385 531 483">所在地</td> <td data-bbox="531 385 1455 483"></td> </tr> </table>	名称		所在地	
名称					
所在地					
10 開設（予定）年月日					
11 一般病床の設置又は増 床予定年月日					
12 申出に係る診療所が、どのように地域にとって良質かつ適切な医療を提供していくのかを記載してください。					

添付書類

- ① 郡市医師会との調整内容等について記載した書類（医師会の意見書等）
- ② 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）
- ③ 開設者が法人であるときは、定款、寄付行為及び登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し）
- ④ 項目3において「(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所」を選択する場合には、東海北陸厚生局へ提出した在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書の写し又は当該届出を行う旨の確約書（任意様式）
- ⑤ 項目3において「(3) 小児医療を担う診療所」又は「(4) 周産期医療を担う診療所」を選択する場合には、標榜診療科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑥ 敷地周囲の見取図
- ⑦ 建物の配置図及び平面図（各室の用途を示し、各病室の定員及び隣接する廊下幅を明示したもの）
- ⑧ その他参考となる資料（任意に提出してください。）

富山県知事 殿

診療所名称
 開設者氏名 印
 （法人にあつては、法人の名称
 並びに代表者の氏名及び印）

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領第6条の規定に基づく報告について

このことについて、次のとおり報告します。

区 分 (該当番号に○印)	報告事項
(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所	年 月 日に東海北陸厚生局長あて提出した「在宅療養支援診療所に係る報告書」の写しを添付
(2) へき地に設置される診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の入院患者延数 _____人
(3) 小児医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の小児科又は小児外科に係る入院患者数 _____人
(4) 周産期医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の分娩取扱件数 _____件
(5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所	

令和元年度 富山地域医療対策推進協議会 各部会について

令和2年2月12日

部会	開催日時・出席委員数	意見や今後の方向性(案)
心血管 疾患	R元年10月10日 8名	<ul style="list-style-type: none"> ・心筋梗塞の疑われる患者について、迅速な救急搬送について啓発を継続 ・心臓リハビリテーションの推進 ・高齢者の心不全患者の医療と地域の連携推進 等
精神 疾患	R元年11月18日 9名	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症患者の入院体制整備が必要 ・身体拘束のない認知症治療の推進 ・高齢者の自殺対策として啓発等の予防対策の推進 ・再入院率が減っていることから、さらなる地域包括ケアシステムの推進 等
がん・ 在宅 医療	R元年12月18日 12名	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケア患者の在宅移行について多職種連携のさらなる推進 ・在宅医療の実施の有無について、かかりつけ医が2極化 ・無菌調剤ができる薬局の整備 ・訪問診療（医科・歯科）等を実施する医師の増加が必要 ・病診連携の推進 等
糖尿病	R2年2月6日 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導の実施率の向上 ・治療中断者への対応（受診勧奨、受診しやすい環境づくり） ・合併症予防の医療連携の推進（歯科、眼科） ・治療継続のための多職種連携の推進 等
周産期 ・小児 医療	R2年2月13日 10名(予定)	
災害 医療	R2年2月18日 19名(予定)	
脳卒中	R2年3月10日 12名(予定)	

北川内科クリニックの事業承継と病床再編について

医療法人社団藤聖会

(北川内科クリニックの事業承継について)

- ・北川内科クリニック（富山市宝町、一般 48 床）について、開設者（当時）の北川鉄人医師が高齢で後継者がいないことから、北川鉄人医師より事業承継の依頼を受けた。
- ・2019 年 10 月 25 日に北川鉄人医師と医療法人社団藤聖会とで事業譲渡契約締結。
- ・2019 年 12 月 1 日に医療法人社団藤聖会が新たに開設者となり、患者の診療・職員の雇用を引き受け、北川内科クリニックの事業を承継。

(北川内科クリニックの概要)

- ・医療機関名：北川内科クリニック
- ・所在地：富山市宝町 2 丁目 3 番地 2
- ・開業年：1975 年（個人事業として開業）※2019 年 12 月より藤聖会に開設者変更
- ・標榜診療科：内科
- ・許可病床数：一般病床 48 床
- ・病床機能報告：慢性期（48 床）

(藤聖会グループの課題)

① 北川内科クリニックの抱える課題

- ・建物は築 40 年以上が経過
 - ⇒ 旧耐震基準の設計、スプリンクラー未設置、設備老朽化等
 - 特にスプリンクラーは 2025 年 6 月末に経過措置が終了
- ・病床機能「慢性期」は 2 倍以上の過剰状態
 - ⇒ 富山医療圏では 2025 年必要病床数 1,327 床に対して 2,661 床(H30 報告)
- ・外来患者数は 10 名/日

② 富山西総合病院・八尾総合病院の抱える課題

- ・富山西総合病院（154 床（急性期 116 床、回復期 38 床）、富山市婦中町下轡田）
- ・八尾総合病院（45 床（回復期 45 床）、富山市八尾町福島）
- ・急性期後の継続治療・退院支援を要する患者や在宅療養患者の急性増悪症例のニーズは年々増加
 - ⇒ 回復期病床の確保が課題

(病床再編計画について)

- ・藤聖会の運営する3つの病院はそれぞれに課題
⇒ 体的に解決するため、北川内科クリニックの病床を分割し、富山西総合病院、八尾総合病院との合併を行う。
- ・分割・合併後の北川内科クリニック由来の病床は、急性期後の継続治療・退院支援を要する患者や在宅療養患者の急性増悪症例等を受け入れる回復期病床への転換を推進。

再編後の病床機能別病床数の目標

病院名	病床機能	現在	再編後
富山西総合病院	急性期	116床	116床
	回復期	38床	83床 (+45床)
八尾総合病院	回復期	45床	48床 (+3床)
北川内科クリニック	慢性期	48床	0床 (▲48床)

(スケジュール)

2020年春ごろ

建物の増築を要しない範囲で富山西総合病院・八尾総合病院に一部病床移転
並行して富山西総合病院の増築工事着手

2023年度まで

富山西総合病院の増築が完了し次第、北川内科クリニックを移転・合併

(病床移転後の北川内科クリニックについて)

- ・現在の入院している患者は急性期治療後、長期療養の慢性期の患者
⇒ 地域住民からのアクセス性が求められる「かかりつけ医」機能や救急医療を担当していないことから、移転の影響は少ない
- ・機能転換にあたっては、他の慢性期病院への転院の他、介護施設や有料老人ホームなどの他の選択誌も含めて丁寧に説明を行い、退院支援を推進する予定。
- ・現地での無床診療所としての事業継続については、現在検討中。

以上